

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(保育所等の災害共済給付)</p> <p>第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。)及び特定保育事業(同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下この項において同じ。)を行う者の当該特定保育事業の管理下における同法第四条第一項に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校の設置者」とあるのは「附則第八</p>	<p>附則</p> <p>(保育所等の災害共済給付)</p> <p>第八条 センターは、当分の間、第十五条及び附則第六条第一項に規定する業務のほか、保育所等(保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園であつて児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。)の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第三十一条第一項及び第二項並びに第四十条第二号の規定の適用については、第三十一条第一項中「学校」とあるのは「附則第八</p>

条第一項に規定する保育所等の設置者又は同項に規定する特定保育事業を行う者」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。

に規定する保育所等」と、同条第二項中「児童生徒等」とあるのは「附則第八条第一項に規定する児童」と、第四十条第二号中「第十五条」とあるのは「第十五条及び附則第八条第一項」とする。